国民年金の任意加入が強制加入に変更に―＊

国民年金制度の改正により、これまで任意加入だった人の多くが、次のように第一号あるいは第三号被保険者として、強制加入になりました。加入手続きをしていない人は、市役所市民課国民年金係で手続きを行ってください。

□第三号被保険者となる人

厚生年金や共済組合に加入している人に扶養されている配偶者。

□第一号被保険者となる人

①…国会議員、地方議会議員およびその配偶者

②…厚生年金や共済組合から障害年金を受けている人およびその配偶者

③…厚生年金や共済組合から遺族年金を受けている人

④…厚生年金や共済組合の老齢（退職）年金を受けている人の配偶者

⑤…厚生年金や共済組合の老齢（退職）年金を受けるために必要な年数を満たしている人、およびその配偶者

※ただし、①～⑤に該当する人でも、厚生年金や共済組合に加入している人は、第二号被保険者になり、その被扶養配偶者は第三号被保険者になります。

加入手続きなど、くわしいことは市役所市民課国民年金係（☎24―2111内線222）へお問い合わせください。

※学生、年金受給者は今までどおり任意加入です。

誕生月には現況届を出しましょう

老齢年金受給者は現況届の提出を忘れずに

国民年金の老齢年金や通算老齢年金を受けている人は、年一回の現況届が必要です。

これは、年金を引き続き受けるための大切な届出で、受給者の生存を確認するためのものです。この届出を忘れると、年金の支給が一時ストップします。忘れずに届出をしましょう。

なお、現況届の用紙は、誕生日の約一か月ほど前に社会保険庁から送られてきますので、市役所市民課市民係で証明を受け、郵送してください。

国民年金保険料は所得税の控除対象

国民年金の保険料が税金のように控除対象になることをご存知でしょうか。

サラリーマンは十二月に行う年末調整のとき、そして農業や漁業、自営業などの人は、二月十六日から三月十五日までに行う所得税の確定申告のときに、申告書の「社会保険料控除」欄に今年納めた保険料の総額（追納保険料・未納保険料として納めた額も含みます）を記入すると、全額が所得額から控除されます。

六十一年の保険料額は次のとおりです。

□定額保険料…六十一年一月から三月までは一か月六千七百四十円。六十一年四月から十二月までは一か月七千百円

□付加保険料…一か月四百円

なお、前納保険料や未納保険料など、くわしいことは市役所市民課国民年金係へお問い合わせください。

保険料免除期間 十年にさかのぼり追納できます

国民年金に加入している人は、保険料を納めなければなりませんが、経済的な事情で納入が困難な場合（生活保護を受けている人や所得が少なく、市民税を賦課されていない人など）は、保険料の免除を受けることができます。

保険料の免除を受けた場合でも、不慮の事故などで障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するときは、年金額は同じです。

しかし、六十五歳から受給する老齢基礎年金は、免除を受けた期間は保険料を納めた期間にくらべて三分の一の年金額になります。

そのため国民年金制度では、保険料の免除を受けた期間は、経済的に余裕ができたときに納めることができる追納制度を用意しています。

ただし、追納できる期間は、免除を受けてから十年以内になっています。

豊かな老後に備え、保険料を追納して、より高額の年金を受給するようにしましょう。

保険料の追納については、市役所市民課国民年金係（☎24―2111内線222）へお問い合わせください。

国民年金保険料の納め忘れにご注意

国民年金に加入されている皆さん、保険料は納められましたか。納め忘れがあると、老齢基礎年金だけでなく、万一、不慮の事故にあった場合、受けられるはずの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることもあります。

このようなことにならないように、保険料は必ず納期限までに銀行や農協などで納めてください。また、保険料の納付は、銀行の口座引き落としや地区の納付組織を通じて納める方法もあります。市役所市民課国民年金係へご相談ください。

年末のあわただしさは、一年のしめくくりを感じさせますが、安全運転になくてはならない 無事故でつなごう ゆく年くる年―＊

〝ゆとり〟まで奪われてしまうようでは困ります。そこで、十二月十一日から一月十日まで「年末年始の交通事故防止運動」が実施されます。運動の重点は、①飲酒運転の追放 ②歩行者・自転車事故の防止 ③踏切事故の防止 ④スリップ事故の防止です。

「ゆとり」を忘れず、思いやりの心で安全運転を心がけ、事故を防止しましょう。

交通事故防止運動を実施

お買物、ご用命は市内で

市役所前 靴のイザワ TEL 22-0625
靴なら 何でも揃うイザワ
＊あるく楽しさをお届けする――＊

あなたの安心を企画する
(有)樋口保険企画
新津市金沢町3丁目 ☎22-6774
35才(男・女)
保険料月2,650円
入院日額5,000円(730日)
病気8日以上、ケガ5日以上
手術5万円・10万円・20万円
死亡 50万円
自己負担額が増大するいま，確かな備えを！
(新) 病気・ケガ入院保険（ほとんどの病気・ケガ保障）

幕末明治夜話 (128)

異説四十一年目の敵討(V)

阿達義雄

(十)二人は江戸に 二人は関西へ

四人は、溝口邸を辞して、日本橋小伝馬町の水戸屋久兵衛という宿屋に泊ることにした。

翌日から幸太郎は、下男の藤助を連れ、叔父留六郎は、盛治郎と共に二手に分かれ、広い江戸の八百八町の街々を毎日毎日、根気よく捜し廻ったが、少しも手懸りはなく、一ケ月ばかり過ぎてしまった。

すると、叔父留六郎は、気を揉んで、

「こんなに捜しても見当たらないのでは、敵は、江戸にはいないのかも知れない。俺と盛治郎とは、関西方面へ出かけて見ようと思う。

それで、幸太郎と藤助は、もう暫く江戸に残って捜索を続け、お互いに何か心当たりでもあったら、飛脚で知らせることにしたらどうだろう。」

などと、四人は、いろいろ相談した揚句、そのように話が決まって、叔父留六郎と盛治郎は、江戸を出立し、東海道筋を西に向かった。

(十)叔父と一緒に仲間奉公

江戸を出立した留六郎と盛治郎の二人は、東海道五十三次の泊りを重ね、京大阪を目指して巡探の旅を続けたが、……留六郎は、和漢の史籍を読んだ知識を役立て、軍談読みに化け、宿場の安宿に帳扇を叩き、集ってくる人々の様子に気をつけ、又、或る時は、骨董刀剣の鑑定家という触れ込みで、傳手を求めては武家屋敷に出入りし、それとなく手懸りを得ようと苦心した。

二人は、道を本街道から外れて、紀州和歌山に着いた。

さすが御三家紀州侯の城下と、武道の盛んなところで、諸国の人々の入り込む有様を知った二人は、此処に暫く足を留めることにした。いつ迄もという旅でないから、宿屋にばかり泊っていることはできなかった。

和歌山の口入屋又八の暖簾を潜って、職の周旋を頼み込んだ。周旋屋又八は、律義らしい二人の様子を眺めて、

「幸い宮本佐太夫と申される御家中から二人ばかり仲間を……という御申入れがあるから早速世話しましょう」

と、年上の留六郎は、小用達し、若い盛治郎は、草履取として勤めることになった。

(十一)留六郎と盛次郎の仕官

和歌山で宮本左太夫方に奉公していた留六郎と盛治郎の両人は、近郷近在を尋ねても、敵滝沢の行方が分からないので、主人や知人には、国元から迎えの者が来たからという口実を設けて、和歌山を出立し、京大阪を経て四国に渡り、伊豫の吉田に足を留めた時の或日、久し振りの腕試しに、伊達紀伊守の家臣武術師範、鯖口小藤治という人の道場を訪ねて、「旅の修業者だが一本お手合わせを」と申し込み、得意の槍術で門弟衆を散々手玉に取った腕前に惚れ込まれ、鯖口の世話を受け、四国中を捜し廻り、それから九州に渡って各地を経巡り、豊前小倉小笠原能登守の城下に入った。

二人が小倉の城下に宿を取った時は、立派な武者修業の姿であった。それで、宿調べに来た役人が二人の姿を見て、

「丁度、幸い、藩侯が武術鍛錬の士を求めているところだから、若し差支えがなかったら、藩侯へ推挙しよう。」

と話しかけた。二人は、武術師範にでもなっていたら、敵の手懸りを得るのに何かの便宜があろうかと考えたので、勧められるままに小笠原家へ随身することになった。

(十二)再び放浪の旅へ

留六郎、盛治郎の二人の腕前が優れ、稽古が親切だというので、忽ち家中の人気者になった。

ところが、当家の武術指南役に曲淵という人物があり、武術にかけては非凡の腕前だが、或る些細なことから乱暴を働き、謹慎を命じられている間に、二人が指南役として仕官したことを知って不安を感じ、小人輩を集めて、ひそかに謀議して二人のことを中傷したので、遂に此処を御暇ということになってしまった。その時の指南の謝礼金は、二十両であったとのこと。

留六郎と盛治郎は、自分の方から望んで得た仕官でもなかったから、失職について別に不満も感じなかったが、また前の様な放浪の旅を続けなければならないかと思うと、それが情けなかった。

自分等の目的は、ハッキリ決している。敵滝沢を索ねて討つことである。それは、前と少しも変わりはないが、それが何処にいるか分からない。

このような目的物を捜し求めて十余年の歳月を送ったが、この後、もう何年捜し廻らなければならないのか、もう十年、二十年捜し廻らなければならないのか全く不明である。

現在の自分達に取っては、仇討ということよりも、放浪の旅を続けることが全生命であるかのように思われて来た。然し、武士道がある。意地がある。挫折をゆるさない。二人は、自分の心に鞭打って再び放浪の旅路についた。

豊前小倉から中国に渡り、畿内を経巡って東海道に入り、関東路を進んで漸く草津温泉に着くことができた。

（新潟大学名誉教授）

□とき…十二月十六日(火)の午前十時～午後三時（受付は午後二時三十分まで）

□ところ…県庁十七階一七〇二会議室（行政庁舎）

銃砲刀剣類登録審査会を開催

□持参するもの…登録を受けようとする銃砲刀剣類、銃砲刀剣類発見届出受理証（所轄警察署発行）、登録手数料（一件につき四千五百円）、印鑑

お買物、ご用命は市内で

本町4 チューリップ店会 お店紹介
MERRY CHRISTMAS
素敵にメリークリスマス
12月18日までにご予約の方にクッキープレゼント
ニイガタ オオサカヤ
駅前店 22―1833 本町店 24―1347